

# 譲渡誓約書

犬・猫（生後 月／ 雄 ・ 雌 匹／毛色： /仮名： ）

- ワクチン（3種・5種・その他 [ ]）接種 未 ・ 済（平成 年 月 日）
- 猫ウイルス検査（FeLV／猫白血病） 未 ・ 済（ 陰性 ・ 陽性 ）
- 猫ウイルス検査（FIV／猫エイズ） 未 ・ 済（ 陰性 ・ 陽性 ）
- 回虫検査・駆除 未 ・ 済
- ノミ駆除 未 ・ 済

- ① この動物を譲り受け、生涯にわたり守り、愛情と責任を持って、生涯家族の一員として可愛がってゆきます。
- ② 平成 年 月までに譲受人の費用負担のもと譲受人が責任を持って 不妊・去勢 手術をします。  
（不妊・去勢手術は、望まない妊娠を防ぎ、処分されてしまう不幸な子犬や子猫を増やさないということだけでなく、性ホルモンに関係する病気や遺伝的な病気の予防、性的なストレスの軽減、問題行動の予防や改善などの効果もあります。）
- ③ 1年に1度、予防接種（ワクチン、狂犬病予防ワクチン）を受けさせます。
- ④ 譲渡後10日以内に居住区の役所にて登録手続きを済ませ、犬鑑札を首輪に取り付けます [犬の場合のみ]。  
猫は譲渡後3ヶ月間は首輪に名前と電話番号を記入した名札を取り付けます。
- ⑤ 日々の健康管理に気をくばり、良質の食事を与え、万が一病気やケガになった場合には、必ず十分な医療ケアを受けさせます。  
（食べ物は健康にとっても重要です。いざ病気になった時の経済的負担と動物と飼い主の苦しみを思えば、質の良いフードを与える事はむしろ安上がりで安心な事だと思います。信頼出来る品質の、良いフードを選んでください。）
- ⑥ 完全室内飼いを実行し、脱走への配慮を怠りません。万が一脱走した場合は至急譲渡者に連絡します。  
（脱走は未然に防げる人災です。単に「気をつける」だけでなく、ここまですれば万全だと思えるような、物理的な「目に見える脱走防止策」をお願いします。）
- ⑧ やむを得ない事情で飼育困難になった場合は必ず譲渡者に連絡します。
- ⑨ 転居の際は必ず譲渡者に連絡します。
- ⑩ 譲受してからの最初の6ヶ月は元の譲渡人への近況報告を写真付きで（メール・手紙）で行います。  
（最初の1ヶ月は週に1回、その後5ヶ月は月に1回、報告をお願いします。その後も定期的に近況報告していただけるとありがたいです。）
- ⑪ 飼い主負担金（健康診断・ワクチン接種・ウイルス検査・不妊去勢手術・交通費実費）として 円負担します。
- ⑫ 本日（平成 年 月 日）から（平成 年 月 日）までをトライアル（お試し飼い）期間とします。  
この期間の動物の所有権は島根動物愛護ネットワークにあります。その後、問題がなければ正式譲渡とし、所有権は譲受者に移行します。

以上が守られていない場合、この動物の所有権は譲渡者に戻ります。  
この誓約書は2部作成し、譲渡者・譲受者が1通づつ保管します。

## 譲渡者

氏名： 島根動物愛護ネットワーク 西原範正 (印)

住所： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

Mail： info@s-apn.org

## 譲受者

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

住所： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

Mail： \_\_\_\_\_